

児童生徒性暴力等の予防と 発生時の対応

流通経済大学 准教授 米原立将

目次

はじめに 性暴力等の「不適切な保育」は起こりうる

第1 児童生徒性暴力等が発生する背景

第2 児童生徒性暴力等を生じさせないために

- 1 児童生徒性暴力等を阻む4つの壁
- 2 動機の壁
- 3 良心の壁
- 4 環境の壁（物理的・構造的）
- 5 子どもの示す抵抗

第3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

- 1 関係機関や警察への報告、証拠の保全（動画1で説明）
- 2 被害児童・保護者への対応（動画3で説明）
- 3 他の児童・保護者への対応
- 4 加害が疑われる職員への対応
- 5 対応を適切に行うために — 事前に予防・対応策を共有する

はじめに

性暴力等の「不適切な保育」
は起こりうる

はじめに 性暴力等の「不適切な保育」は起こりうる

「性暴力なんておこるわけない」

「自分はそんなことしないから関係ない」

「同僚でそんなことをする人はいない」

「うちの保育園では女性だけが働いている」



性暴力等の「不適切な保育」は
めったにあるものではないが、

残念ながら、確実に存在する

⇔どこでも起こりうる

はじめに 性暴力等の「不適切な保育」は起こりうる

「これまでみたことがない」「周囲にあるものではない」から、対応について具体的に考えたくない、

というのは「人情」としては当然

しかし、ただの「否認」となっている

否認：

本当のことであってもそれを認めないこと。事実に向き合わないこと。

はじめに 性暴力等の「不適切な保育」は起こりうる

もし起こってしまったら、はかり知れない
影響がある

⇒ 子どもとその家族に
保育者としてのあなた自身に
組織としての保育所等に、、、

**「起こるかもしれない」と考え、
児童生徒性暴力等の防止策と
対応策を考えていきましょう**

第1

児童生徒性暴力等が 発生する背景

1 児童生徒性暴力等が発生する背景

みなさんがイメージする「性暴力」とはどんなもの？

言葉・盗撮・痴漢・強制わいせつ・強姦

非接触型 ⇒ ⇒ ⇒ 身体暴力性が高い

どれも「性暴力等」となる(非接触型でも)

例えば、保育士等が「男児の性器についてからかう」なども慎まなければならない

「何らかの傾向がある」人が必ず性暴力等を起こすわけではない

加害者個人の課題と職場環境の課題が重なり合っていると考えられる

⇔男性も女性も加害者になりえる

(参照「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」)

1 児童生徒性暴力等が発生する背景

子どもが嫌がっていなくても、意図的でなくても「性暴力」になることがある

できるだけ「性暴力」とならない、されないように課題を減らしていく必要がある

第2

児童生徒性暴力等を
生じさせないために

児童生徒性暴力等を阻む4つの壁

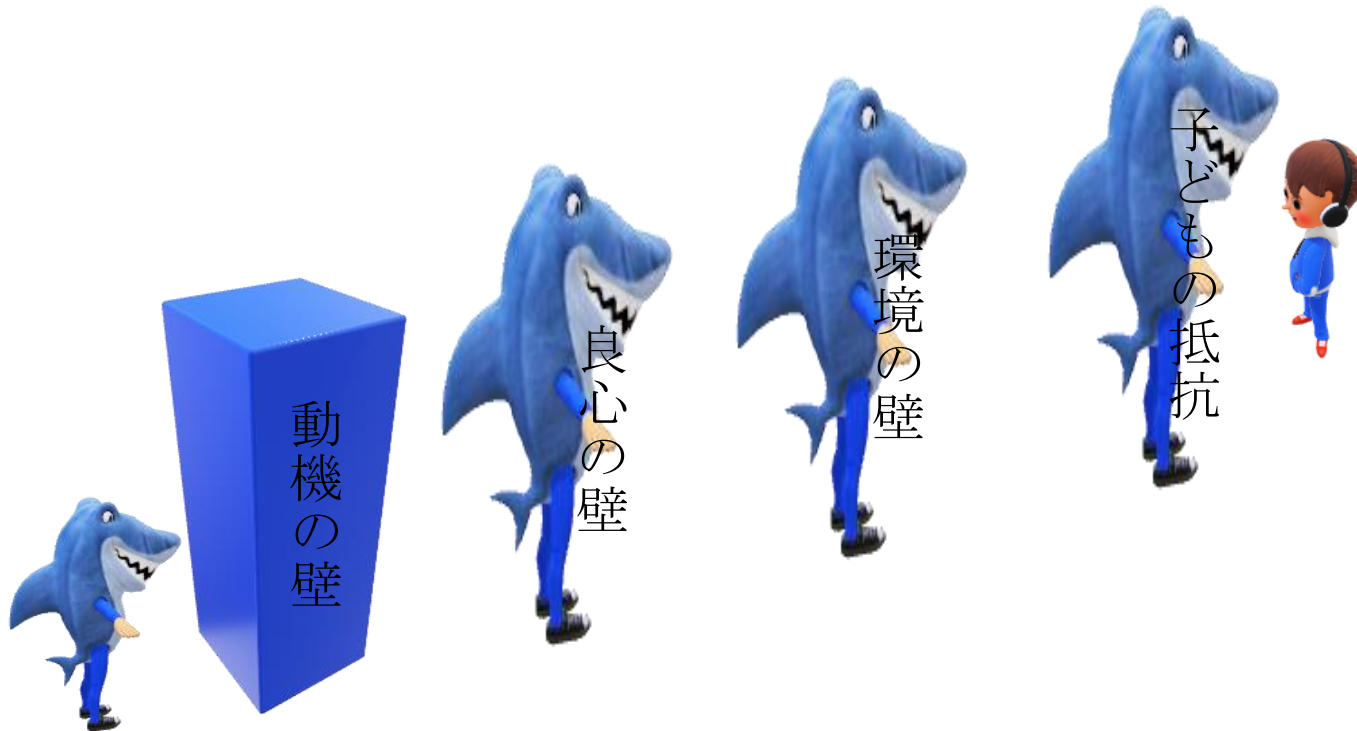
児童生徒性暴力等の「不適切な保育」が起こるには4つの壁あり、すべての壁を越えるというプロセスを経ないと起こらない、というモデルをご紹介します。

(フィンケラーの4段階モデルを参考にして保育に当てはめて考えてみます)

2 児童生徒性暴力等を生じさせないために

児童生徒性暴力等を阻む4つの壁

- ① 【動機の壁】
- ② 【良心の壁】
- ③ 【環境の壁】
- ④ 【子どもの示す抵抗】



2 児童生徒性暴力等を生じさせないために

①【動機の壁】子どもを自分の思い通りにしたい(性的傾向も含む)、との考え(動機)を持ちにくいようにする

人は安定した状況にいれば悪いことはしない

⇔頑張っても報われない、認めてもらえない、などの状況があると動機の壁が低くなる。

**安心して働ける職場環境
づくりを進めましょう**

①動機の壁を高くするために

保育所は「忙しいところだから仕方がない」ではなく、身近な課題・困っていることを解決することを積み重ねて業務を見直していきましょう。

参考：令和2年度保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン

②【良心の壁】子どもを自分の思い通りにしようとすることに対する心理的な抑制がきくようにする

もし、性的欲求や暴力的な衝動があったとしても、「この一線は越えてはいけない」「ダメだとわかっている」という良心によって抑えることができる

「この場面ならこうしても大丈夫かな」と思わない、**専門家としての良心を共有**

②良心の壁を高くするために

「子どもの人権を守りましょう」、と言うだけでは保育士等の意識の改善につながらない

「集団生活とはこういうものだ」「子どものためにやっている」という言い訳に頼らないで、

子どもの最善の利益の実現につながる保育、望ましい子どもへのかかわり方についてを**具体的に話し合い、共有**しましょう。

③【環境の壁】子どもを自分の思い通りにしようとしても実現できないようにする

性暴力等「不適切な保育」を実行しづらい環境をつくることも大切です。この環境の壁には物理的、構造的なものが考えられる

**環境を整えることで性暴力等
等の不適切な保育を防止
できる**

③物理的な環境の壁を高くするために

例)

- 死角をつくらない
- 音が聞こえるようにする
- セキュリティカメラを設置する

などが考えられます。

③物理的な環境の壁を高くするために

- ・子どものために閉鎖された環境がいい
- ・カメラで監視するのは保育の妨げになる
という意見もあるかもしれませんが

子どもと保育士等を守る
ための環境設定と考
えてみましょう

③構造的な環境の壁を高くするために

- 例) ○職員同士のコミュニケーションを普段から密にする
- できるだけ複数で子どもと接する
 - 定期的に保育者同士がお互いの保育を評価しあう

などが考えられます。

③構造的な環境の壁を高くするために

保育の質の向上のためにも自分たちの保育を可視化し、他者に理解してもらうことが必要。(例:男性保育士等がおむつ替えをすることがあることについて保護者等に理解してもらおうと、誤解を避けられる)

他園の保育者への公開保育に加え、保護者や地域に保育を見てもらいましょう

④【子どもの示す抵抗】子どもを自分の思い通りにしようとしても実現できないようにする

万一、①～③の3つの壁を越えたとしても被害者（子ども）の抵抗があったら実行につながりません。

そのためには、子どもがしっかりと意思表示ができることが大切です。

④子どもの示す抵抗

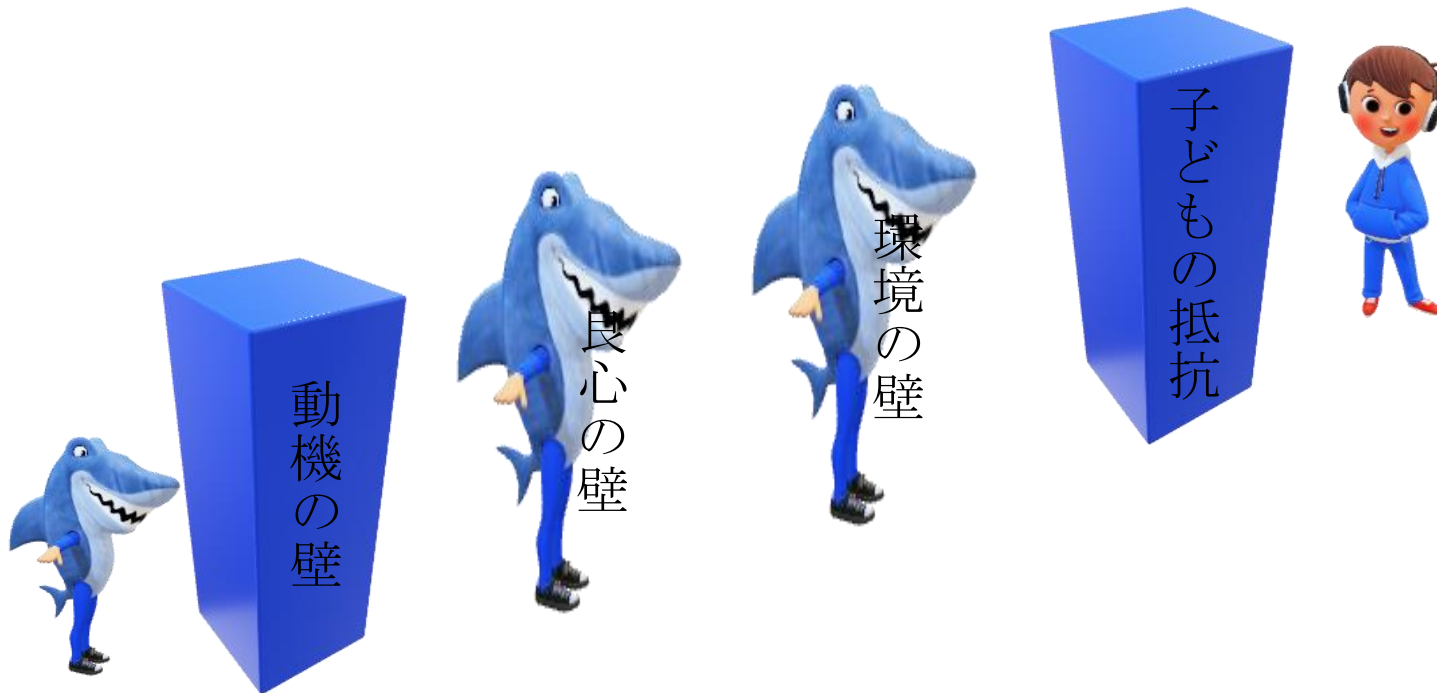
日常の保育で、「やりたいこと」、「やりたくないこと」など、子どもが自分の意見を当たり前前に主張できることを、保育者が大切にする

⇒万一の際、子ども自身が強く抵抗することができる

⇒被害の予防につながる

2 児童生徒性暴力等を生じさせないために

4つの壁について、それぞれ具体的に考え、子どもにとって、保護者や保育者にとって安心・安全な環境を作りましょう



第3

児童生徒性暴力等が 発生した場合の対応

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

- 関係機関や警察への報告、証拠の保全
(詳しくは1の動画で説明)
- 被害児童・保護者への対応
(詳しくは3の動画で説明)

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

●他の児童・保護者への対応

一人の児童からの訴えがあった場合、他にも被害児童がいる可能性があります。

全ての児童を注意深く観察しましょう。そして、児童が被害を言い出しやすく、保育所等が守ってくれると思える雰囲気づくりに努めましょう。

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

●加害が疑われる職員への対応

○当該保育士の人権尊重の観点も忘れてはならない

○被害を受けた児童を保護するため、当該保育士について保育所等以外の場所での研修や自宅勤務等を検討する。

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

●加害が疑われる職員への対応

○ 当該保育士が保育所等においても、被害児童が安心して生活できる場合は、被害児童や保護者に対応を説明し、理解をしてもらい、物理的・時間的に動線を分け、児童と接触しない事務作業をしてもらうなどの方策も考えられる

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

●他の職員への対応

○事案とそれへの対応について、職員には可能な限り公表し、情報収集、確認を行う。

- ・加害行為について、これまで予兆や類似事例に気づいていたか？
- ・他の職員が被害児童やその保護者とどのように接するべきかを確認

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

● 他への対応策、再発防止策を確認

- ・ 今後の保育のあり方、職場環境の改善について具体的に伝え、話し合う
- ・ 他の職員が児童や保護者とどのように接するべきか、伝えられる(伝えられない)情報は何か、伝え方などの確認
- ・ 問い合わせ対応者・窓口を設定し、保護者間に不正確な情報や憶測が広がることを防ぐ

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

☆事案が発生した場合にすべきこと

- (1) 雇用主又は施設長等による都への報告
- (2) 保護者等への報告
- (3) 所轄警察署への通報・相談
- (4) 事実確認及び資料の保存
- (5) 児童と保育士の接触回避等
- (6) 保育所等に在籍する
児童の保護支援等

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

☆ 対応を適切に行うために 一事前に予防・対応策を共有する

性暴力等「不適切な保育」はめったに起きないが、、、万一発生した時は!?

対応をなにも準備していなかったら子ども、保護者、保育者を守ることができない

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

話し合う余裕があるときこそ、予防策と万一起こってしまった時の具体的な対応のプロセスを確認、共有しましょう。

○何歳児がどのような被害を受け、○誰がどのように発見したか、○どのように対応するか、などを具体的に確認すること自体が、予防につながる

3 児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

☆ 予防や対応策について共有することで

自分たちの園では何を大切にしているか、また、どのようなことが課題であるか、を再確認できます。

また、その内容を保護者にも共有しましょう。それにより保育所等への信頼感が増すはずです。

- ・「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(2021 厚生労働省委託事業 キャンサーズキャン)
- ・「令和2年度保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(2021 厚生労働省)
- ・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(2023 こども家庭庁)
- ・「回復への道のりパスウェイズ」(2009 T.J.カーン(著) 藤岡(監訳) 誠信書房)
- ・「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(R5.3.27厚生労働省通知)」